

京丹後市いじめ防止等基本方針の 改定概要

京丹後市いじめ問題調査委員会
平成31年度第1回会議

平成31年4月16日(火)

京丹後市いじめ防止等基本方針の策定の経緯

- ◆ 平成24年7月 滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言
「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制整備する法律の制定が必要」
- ◆ 平成25年6月 いじめ防止対策推進法成立



- ◆ 平成25年10月 いじめの防止等のための基本的な方針(国)
- ◆ 平成26年4月 京都府いじめ防止基本方針 策定
- ◆ 平成26年6月 京丹後市いじめ防止等基本方針 策定

「策定から3年の経過を目途として必要に応じて基本方針を見直しを図る」



- ◆ 平成29年3月 いじめの防止等のための基本的な方針 改定(国)
- ◆ 平成30年4月 京都府いじめ防止基本方針 改定
- ◆ 平成30年12月 京丹後市いじめ防止等基本方針 改定

いじめはまれに起こるものではない

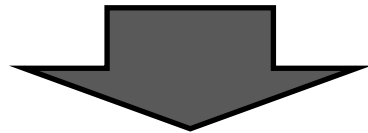
児童生徒を3年間にわたり追跡調査した結果

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

行った経験がある・・・9割

(国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013-2015)

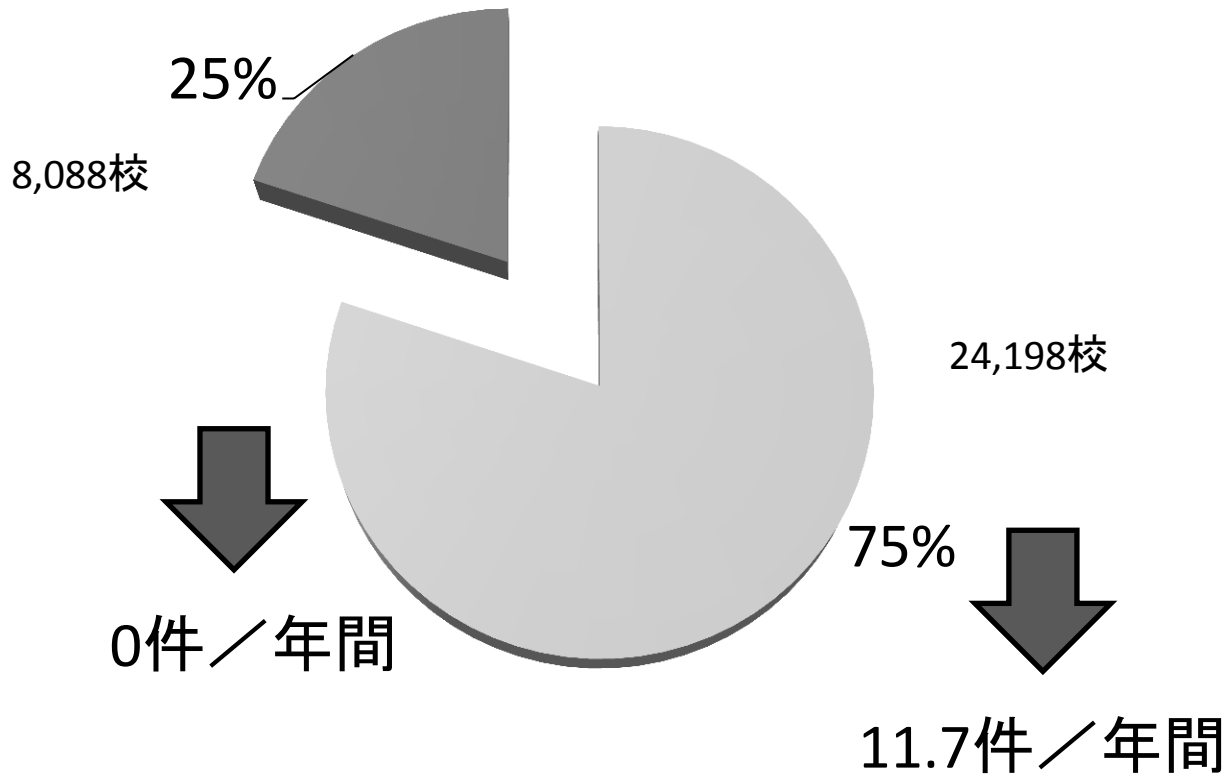


ほとんどの子どもが被害と加害のどちらかを経験
いじめはどの学校でも、どの子どもにも発生し得る

いじめ「認知力」の学校差

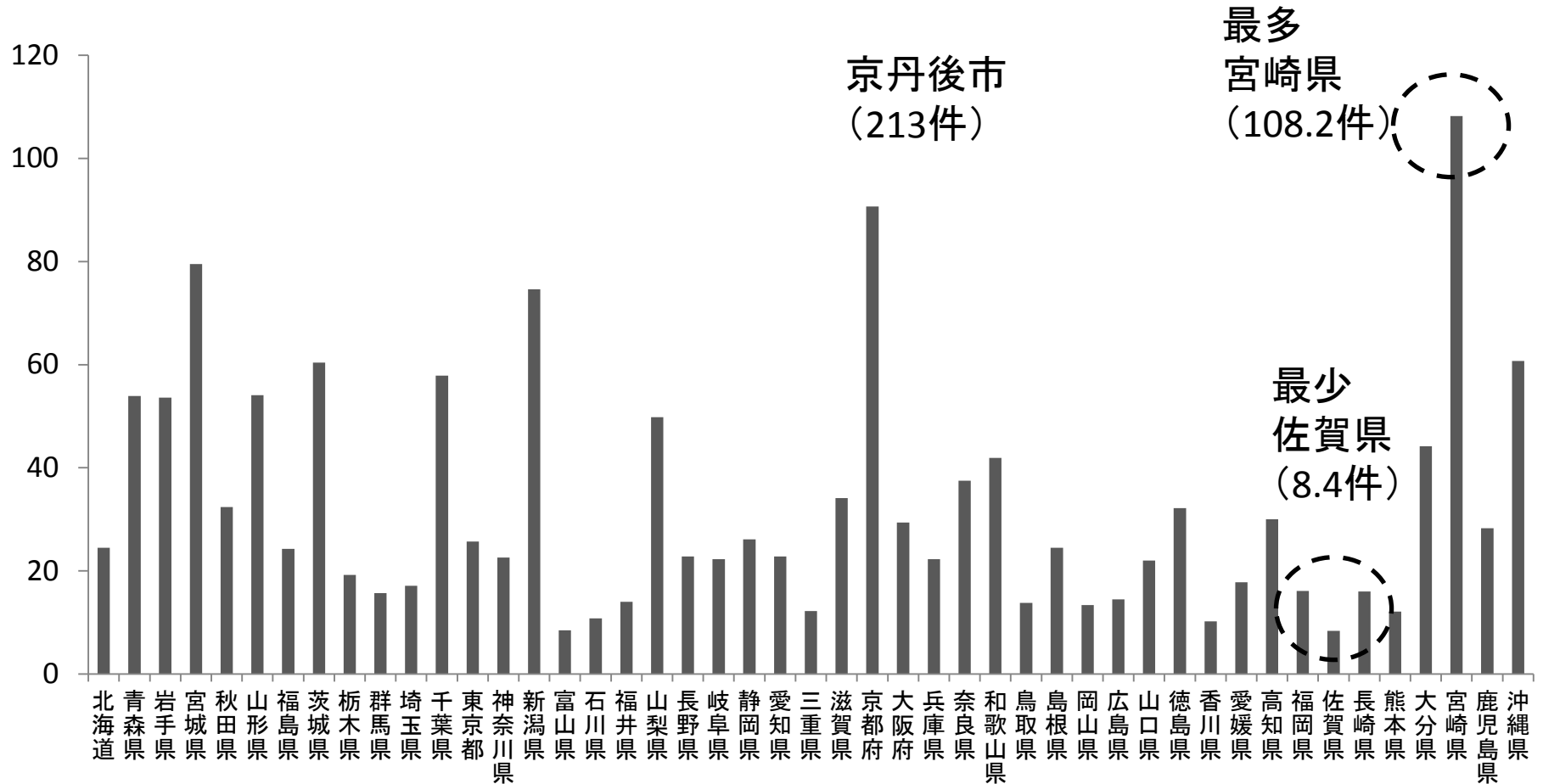
いじめの認知の状況(小中学校)

■ 認知した学校 ■ 認知していない学校



文部科学省 平成29年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

都道府県別のいじめの1,000人当たりの認知件数



文部科学省 平成29年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

いじめの有無や多寡のみを評価するものとしな

(4)いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等

教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、結果を周知する。

また、各学校の法第22条に規定する組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

※ [なお、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを学校へ周知する。]

※京丹後市がいじめ防止等基本方針の改正に際して加えた部分

いじめへの組織的対応が必要とされる背景

いじめを見えにくくする、見落としている原因として、教職員の抱え込みが見られる

- 熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる
(「自分が解決しなければ・・・」「迷惑はかけられない・・・」「相談するのではなく、相談される立場・・・」「忙しそう・・・」等)

→ 基本方針の改定においてさらに強調

「抱え込みを防ぎ、いじめの認知や初期対応などを適切に進める」

(いじめ防止等組織を設置し、組織対応することが法の中に規定)

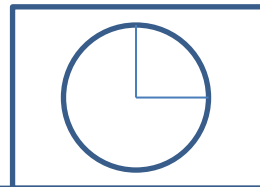
いじめ防止等のための情報共有の徹底

○ いじめ防止等組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ防止等組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ防止等組織に報告・相談するとともに、いじめ防止等組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

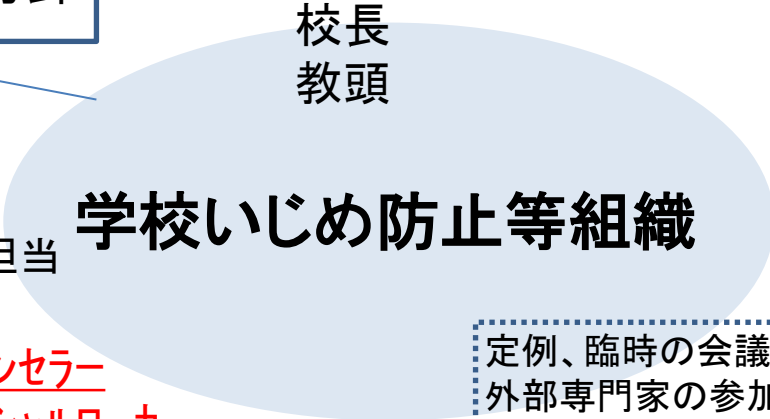
組織的に対応する学校(イメージ)



いじめ防止対策推進法

学期ごとなどに児童生徒・保護者へいじめ防止等組織を周知するとともに方針の説明を必ず行う
WEBにて公表

学校基本方針



全ての教員がいじめ防止等組織を経験する

学校の一職員として位置づける

市教育委員会
いじめ防止等基本方針

定例、臨時の会議を開催し、外部専門家の参加を依頼する
情報収集は日常的に行う



学校運営協議会・地域学校協働本部等との連携・協働

教育委員会と連携し。
可能な限り警察官OB
弁護士・医師の参画を得る

いじめ防止等組織の取組を学校評価に位置付け

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応について適正に評価

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案※

【事案1】 中学1年生男子生徒の自殺事案。自死の数ヶ月前から、見下す言葉でのからかい、仲間はずれ等のいじめを受けているとの相談が学校にあった。第三者調査委員会の調査結果においては、「それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応 ※第三者調査委員会報告書(公開資料)
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事案発生当時、学校のいじめ防止基本方針、当該地方公共団体のいじめ防止基本方針および対応マニュアルは策定されていたが、<u>基本方針等に基づく対応が教職員に周知徹底されてなかった。</u>
未然防止 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見のためのアンケート調査を年6回実施していた。5月の調査では当該生徒の<u>いじめが疑われる記載があったが、学校では特に確認を要するものとはとらえなかった。</u>また、<u>その後のアンケート調査を2回連続当該児童生徒が提出していなかったが、学校は特段の対応をしなかった。</u>
組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談を受け、学校では臨時会議を開催し、情報を共有しながら対応していたが、一部のいじめについては担任止まりとなっていた。 ・学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については、<u>学校全体で情報共有がなされず、管理職による点検・指導が行われなかった。</u> ・事案について養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有して対応することがなかった。 ・自死発生前、本件いじめについて学校から教育委員会への報告は行われていなかった。
いじめへの 対処	<ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒と加害生徒の問題について、<u>対応方針を事前に双方の保護者と協議せず、また、一部の加害生徒の保護者に対しては、いじめについて報告していなかった。</u> ・<u>学年集会を開催して指導を行ったが、後日、当該生徒から「チクッた」と言われた。</u>このことについて学校は保護者から相談を受けたが、<u>特段の対応をしなかった。</u>
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>当初、遺族の意向を受けて自死については「転校した」と他の生徒に伝えた</u>(当該生徒の自死についての公表は発生から1年後であった)。 ・第三者調査委員会はすでに常設機関として設置されていた。事案発生後、学校による基本調査を実施し、事案発生後から2ヶ月後に第三者委員会による詳細調査を開始した。

京丹後市いじめ防止等基本的方針の改定について【概要】①

1. いじめの基本認識

○解釈上いじめとして扱われない「けんか」の範囲については、限定的であることを明確にする



けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2. いじめの防止等のために実施する施策

○いじめ防止のために幼児期に行う取組について明記



幼児期の教育において、発達の早期より社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、いじめの未然防止に係る取組を推進する。

○児童生徒の自主的ないじめ防止活動の推進について明記



児童生徒が自らいじめ問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして児童生徒同士で悩みを聞き合う等、児童生徒自身の主体的な活動を推進する。



道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

京丹後市いじめ防止等基本的方針の改定について【概要】②

2. いじめの防止等のために実施する施策(続き)

○市や学校として、とくに配慮が必要な児童生徒についての対応を明記する



○発達障害を含む障害のある児童生徒への配慮と支援

診断の有無に関わらず、発達障害を含む障害のある児童生徒が、その障害のために差別され、いじめを受けることがないようにするため、当該児童生徒の特性を踏まえた合理的な配慮と支援を行うとともに、いじめの防止に向けた正しい理解を推進する。



○外国籍の児童生徒等への配慮と支援

海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることが無いよう、学校における配慮と支援を推進する。

京丹後市いじめ防止等基本的方針の改定について【概要】③

3. いじめの早期発見

○地域との連携・協働によっていじめの早期発見や対応などの体制を整える

➡ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校運営協議会、地域学校協働本部、放課後児童クラブ等、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。

➡ 学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について学校評議員や地域学校協働本部等へ情報提供をするとともに、連携・協働による取組を進める。

京丹後市いじめ防止等基本的方針の改定について【概要】④

4. いじめへの対処

○インターネット上で行われるいじめの特徴について具体的に言及する



インターネット上のいじめは、外部から見えにくく、匿名性が高い性質を有するため児童生徒が行動を移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校において、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

5. いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等

○学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づけることを規定



いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを学校へ周知する。

京丹後市いじめ防止等基本的方針の改定について【概要】⑤

6. 学校いじめ防止基本方針の策定

○職員への基本方針の周知徹底、児童生徒・保護者へのいじめ防止等組織の周知の意義、いじめの加害児童生徒への支援のあり方について明記する



- ・ 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながること。
- ・ いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒への支援につなげること。

7. 学校におけるいじめ防止等に関する措置

○教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法に違反することを明記する




いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ防止等組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止等組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

京丹後市いじめ防止等基本的方針の改定について【概要】⑥

7. 学校におけるいじめ防止等に関する措置(続き)

○いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされていない現状(いじめ認知件数全体の約89%が「解消」とされている)を受け、いじめの「解消」の定義を詳細に規定

 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通して行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ防止等組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止等組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

京丹後市いじめ防止等基本的方針の改定について【概要】⑦

8. 重大事態への対応

○重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底



・重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。

・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。

・児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

京丹後市いじめ防止等基本的方針の改定について【概要】⑧

8. 重大事態への対応(続き)

○留意事項として、重大事態の情報発信と報道対応のあり方について明記する。

➡ ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応が無かったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

・被害を受けた児童生徒の尊厳の保持や、重大事態は連鎖の可能性があるとなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要である。その際、WHO(世界保健機関)による報道への提言を参考にしよう求める。

WHOガイドライン(2008)

- ・努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う。
- ・自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない。
- ・自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない。
- ・自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない。

- ・見出しのつけかたには慎重を期する。
- ・著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする。
- ・自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする。
- ・どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する。
- ・メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る。